

大牟田市企業局告示第16号

総合評価一般競争入札の公告について

総合評価一般競争入札を行うので、大牟田市企業局契約事務規程（平成14年企業管理規程3号）第2条において準用する大牟田市契約規則（平成2年規則第26号）第3条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成20年10月15日

大牟田市企業管理者 西山安昭

1 入札に付する事項

事業名 北部浄化センター改築更新工事

事業場所 大牟田市大字手鎌1856番地 大牟田市北部浄化センター内

事業概要

設計業務

建設業務（機械設備更新）

建設業務（電気設備更新）

事業期間 契約締結日の翌日から平成23年3月31日まで

2 入札参加に必要な資格

入札参加者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の数の上限は任意とする。「4 入札参加資格の確認」に示す資格確認申請書類の提出後における構成員の変更は認めない。構成員は、応募グループを代表し、市との交渉窓口となる代表企業1社を定めなければならない。応募企業の場合は、当該企業を代表企業とする。

また、応募グループのうち建設工事を行う企業（以下「建設企業」という。）は、本事業の建設工事を目的とする共同企業体（以下「建設JV」という。）を結成するものとする。ただし、（3）に定める要件を満たし、建設工事を1社で行い得る場合は建設JVを結成する必要はない。

（1）共通の資格要件

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で、次の要件を満たすこと。

大牟田市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

次の法律に基づく申立て又は通告がなされていない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き開始の決定後又は再生手続き開始の決定後、手続き開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている場合を除く。）

国税、県税及び市税に未納の税額がない者

本事業のアドバイザー業務受託者（日本上下水道設計株式会社）、受託者の関連会社（受託者の発行済み株式総数の20%以上の株式を有し、又はその出資の20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）でない者及びアドバイザー業務に関与していない者

（2）設計業務に関する要件

設計期間中、管理技術者を配置できること。管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））若しくはこれと同等の能力と経験を有する技術者又はシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者で、かつ次のいずれかの要件を満たし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

技術士（総合技術監理部門、選択科目：下水道）

技術士（上下水道部門、選択科目：下水道）で平成12年度以前の試験合格者

技術士（上下水道部門、選択科目：下水道）で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有したうえで業務に該当する部門に4年以上従事し、かつ同種・類似業務の実績を有する者

APECエンジニア（専門部門は、技術士に求めた選択科目と同様とする。）の場合には、業務に該当する部門に4年以上従事し、かつ同種又は類似業務の実績を有する者

RCCM（技術部門：下水道）の場合には、同種又は類似業務の実績を有する者

上記の資格を有しない技術者の場合には、7年以上の実務経験を有したうえで同種・類似業務に4年以上従事し、かつ同種又は類似業務における管理技術者の実績を有する者

（3）建設業務に関する要件

プラント設備企業（機械）は、国内の下水道終末処理場において、8,000m³/日最大以上の下水処理能力を有する水処理施設に係る機械設備のほぼすべてを設置した実績を有すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、プラント設備企業（機械）は機械器具設置工事又は水道施設工事につき、プラント設備企業（電気）は電気工事につき、各々特定建設業の許可を受けていること。また、同種の業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。

平成20年度大牟田市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

入札参加資格申請書類等の提出締切日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）〔最新のもの〕の総合評定値（P点）がプラント設備企業（機械）においては機械器具設置工事又は水道施設工事について900点以上、プラント設備企業（電気）においては電気工事について900点以上であること。また、同種の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。

機械設備更新の施工期間中、次の要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、具体的な配置期間は、本市と落札者との間で協議し、決定する。

ア 監理技術者は、監理技術者資格者証（機械器具設置工事又は水道施設工事）を有する者であること。

イ 資格確認申請書類の提出締切日の3ヶ月以前から恒常的な雇用関係にあること。

ウ の工事経験を有する者であること。

電気設備更新の施工期間中、次の要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、具体的な配置期間は、本市と落札者との間で協議し決定する。

ア 主任技術者は、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である

こと。監理技術者は、監理技術者資格者証（電気工事）を有する者であること。

イ 資格確認申請書類の提出締切日の3ヶ月以前から恒常的な雇用関係にあること。

(4) 入札参加資格の確認基準日

入札参加資格の確認基準日は、資格確認申請書類の受付締切日とする。

(5) 入札参加資格確認後の資格喪失の取扱い

入札参加資格が確認された応募グループの代表企業が、落札者決定日までに入札参加資格を欠くにいった場合、当該応募グループは失格とする。また、応募企業が資格喪失した場合は、当該企業は失格とする。

3 入札説明書等の公表

本事業に係る入札説明書、要求水準書及び落札者決定基準を次のとおり公表する。

(1) 公表

入札公告の日

(2) 公表方法

本市企業局ホームページ <http://www.city.omuta.lg.jp/kigyoukyoku/gesuidou/hokubu-db.html>

4 入札参加資格の確認

入札参加者は、「2 入札参加に必要な資格」に掲げる条件等を有することの確認を受けるため、入札説明書に定める資格確認申請書類を提出すること。詳細は入札説明書に示す。

(1) 提出部数

まとめて1部を提出すること。

(2) 提出方法

「14(1) 問い合わせ先」に示す場所へ持参により提出すること。

(3) 受付期間

平成20年11月5日(水)の9時から17時までとする。

(4) 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認結果については、平成20年11月10日(月)に代表企業に宛ててファクシミリ及び郵送により通知する。

5 事業説明会、施設見学及び資料の閲覧

入札説明書参照のこと。なお、事業説明会において契約書(案)を交付する。

6 入札説明書等に関する質問受付及び回答公表

入札説明書、要求水準書、落札者決定基準及び契約書(案)(以下「入札説明書等」という。)に関する質問の受付と回答を行う。詳細は入札説明書に示す。

7 入札書類の提出

「4 入札参加資格の確認」に定める資格確認の結果、入札参加の資格がある旨の通知を受けた入札参加希望者は、入札書、入札価格内訳書及び事業提案書(以下「入札書類」という。)の提出を行うことができる。

(1) 提出書類と部数

入札書と入札価格内訳書を合わせて封筒に入れ、封印したものを1部提出すること。入札価格内訳書が添付されていない場合は失格とする。また、事業提案書は15部(うち正本1部)

を提出すること。詳細については入札説明書に示す。

(2) 提出方法

大牟田市企業局経営企画課に持参すること。

(3) 受付期間

平成21年1月9日(金)の9時から17時までとする。期限を過ぎても入札書類が未着の場合は辞退したものとみなす。

(4) 入札書類の訂正

入札書類において、評価に多大な影響を与えないと本市が判断する軽微な誤記等がある場合は、本市が指定する期日までに適切に訂正しなければならない。

(5) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札書類の提出にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格を有さない者が入札したとき

(2) 入札書が所定の日時までに到着しないとき

(3) 同一の入札について2通以上の入札書を提出したとき

(4) 代理人が委任状を提出しないとき、又は他人の代理を兼ね、若しくは2人以上の代理をしたとき

(5) 入札書に記名押印がないとき、又は金額を訂正したとき

(6) 入札書の誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭であるとき

(7) 連合その他不正の行為があったと認められるとき

(8) 入札価格内訳書の提出をせず入札したとき、又は提出された入札価格内訳書の内容に対応しない入札をしたとき

(9) 他の入札参加者と入札価格内訳書が酷似するなど不正行為が疑われるとき

(10) その他入札の条件に違反したとき

9 落札者の決定

(1) 評価の基準

入札書類の評価の基準は、落札者決定基準に示す。

(2) 審査委員会の設置

入札書の開札と事業提案書の評価は、「北部浄化センター改築更新工事審査委員会」(以下「委員会」という。)において行い、委員会の審査結果を受けて落札者を決定する。委員会は、事業提案書の評価にあたって、提案内容の確認を行う目的で入札参加者に対するヒアリングを実施する。委員会における委員の構成と審査の結果は、落札者決定の通知後速やかに公表する。

(3) 入札参加者が1者であった場合の取扱い

入札参加者が1者であった場合も、落札者決定基準に従い評価を行う。

10 入札保証金

入札保証金は免除する。

1 1 契約保証金

契約金額の10分の1以上とする。

1 2 予定価格（入札書比較価格）

金925,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

1 3 低入札価格調査基準価格

低入札価格調査基準価格を設定する。ただし公表しない。

1 4 その他

（1）問い合わせ先

大牟田市企業局 経営企画課

所在地 〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

電話 0944-41-2850

ファクシミリ 0944-41-2842

電子メール hokubu-t@city.omuta.lg.jp

（2）必要事項等の追加

本書に定める事項以外に入札実施にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加資格確認結果の通知前においては、本市企業局のホームページを通じて、また入札参加資格の確認結果通知後においては、代表企業に宛てて各々通知する。

（3）虚偽の記載をした場合

提出書類に虚偽の記載をした場合は、その入札は無効とする。

（4）著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし本市は、公表、展示及びその他本事業に関し、必要と認める場合、本市はこれを無償で使用できるものとする。

（5）提出書類の取扱い

提出書類は返却しない。

（6）入札後の異議の申立て

入札参加者は、入札書類の提出後において、入札説明書等や現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（7）入札の中止等

不正行為により入札を公正に行うことができないと認められた場合は、入札を中止、延期、又は取り消すことがある。